

介護福祉士修学資金の申請・届出等の時期及び提出書類等

※該当の条項は介護福祉士修学資金貸付規程

申請・届出等の時期	提出書類	様式	備考
貸付の申請をするとき (第4条)	介護福祉士修学資金貸付申請書	第1号様式	※山口県社会福祉協議会長が定める期日までに提出すること。
	住民票の写し (該当者のみ)	市区町村の様式 (3ヶ月以内に発行のもの)	※県外の養成施設在学者の場合に提出すること(山口県内に住所があること)。(日本の国籍を有しない者は、外国人登録原票の記載に関する市町村長の証明書)
	離職を証明する書類 (該当者のみ)		※中高年離職者(離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学し、入学時45歳以上の者)の場合に提出すること。
	推薦状又は調査書	第2号様式	※養成施設入学前に高校生が申請する場合は、推薦状に替えて高等学校の調査書を提出。
	生活保護受給証明及び福祉事務所の意見書(該当者のみ)		※福祉事務所長が発行したもの。
	世帯全員の住民票及び世帯全員の所得証明(該当者のみ)		※市町村が発行したもの。
	住民税等の課税免除等の証明書、失業等の証明書(該当者のみ)		※生活保護に準じる世帯からの生活費加算申請、主たる家計支持者の失業等による申請のとき
貸付決定通知書を受け取ったとき (第7条)	誓約書	第3号様式	※山口県社会福祉協議会長が定める期日までに提出すること。 ※本人と連帯保証人が連署すること。
	介護福祉士修学資金口座振替申出書	第4号様式	※本人名義の口座であること。
	印鑑登録証明書 (連帯保証人のもの)	市区町村の様式 (3ヶ月以内に発行のもの)	※連帯保証人の実印の印鑑証明。
	生活保護廃止の証明書 (該当者のみ)		※福祉事務所長が発行したもの。
在学中の学業成績の報告をするとき (第8条第1項)	学業成績表	養成施設の様式	※毎年、4月15日までに提出すること。 ※養成施設の長が作成したもの。
変更事項がある場合の届出をするとき (第8条第2項) ※次の例示を参考	届出書及び当該届出の事実を証する書類 (各届出に共通)	第5号様式	※休学、停学の間は貸付を行いません。
①退学、休学、停学復学、卒業			
②貸付を辞退			

申請・届出等の時期	提出書類	様式	備考
③据置期間の設定を受けた者が、その事由に該当しなくなったとき ④介護福祉士養成施設を卒業した日(☆)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において、介護等の業務に従事したとき	届出書及び当該届出の事実を証する書類(各届出に共通)	第5号様式	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ☆据置期間を設けた場合にあつては、当該期間が満了した日、災害等のやむを得ない事由で国家試験を受験できなかった場合や国家試験に合格できなかった場合にあつては、卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日。 </div>
⑤指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき			
⑥本人、連帯保証人の住所、氏名、職業、その他重要な事項に異動があつたとき			
死亡したとき (第8条第3項)	届出書及び当該届出の事実を証する書類	第5号様式	※相続人又は連帯保証人が届けること。
卒業後に介護等の業務に従事していることを報告するとき (第9条)	従事状況報告書	第6号様式	※毎年、4月15日までに提出すること。 ※報告書には業務従事先の事業者の証明を受けること。
連帯保証人を変更するとき (第10条)	連帯保証人変更承認申請書	第7号様式	※本人と現在の連帯保証人が連署すること。
	誓約書	第3号様式	※本人と新しい連帯保証人が連署すること。
	印鑑登録証明書(新連帯保証人のもの)	市区町村の様式(3ヶ月以内に発行のもの)	※新しい連帯保証人の実印の印鑑証明。
据置期間の設定を受けようとするとき (第12条第2項)	介護福祉士修学資金据置期間設定申請書及び当該事実を証する書類	第8号様式	※貸付を受け終わった者が、社会福祉士養成施設に在学しているとき又は災害、疾病その他やむを得ない事由があるときに提出すること。
貸付を受けた資金を返還するとき (第13条第2項)	介護福祉士修学資金返還明細書	第9号様式	※返還事由の生じた日から2週間以内に提出すること。 ※本人と連帯保証人が連署すること
返還債務の免除の申請をするとき (第16条第1項)	介護福祉士修学資金返還免除申請書及び理由となる事実を証する書類	第10号様式	※本人と連帯保証人が連署すること。

※申請・届出等の時期及び提出が必要な書類に関しては、同時に複数の事項に該当することがありますので注意してください。

注意事項

～以下の注意事項は、介護福祉士修学資金貸付規程の該当条項をわかりやすく記述したものです。～

- 1 次の場合は、貸付の決定を取り消すことになります。(第11条第1項)
 - (1) 退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。(留年も該当)
 - (4) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 次の場合は、据置期間を設けることができます。(第12条第1項)
 - (1) 修学資金の貸付を受け終わった者が社会福祉士養成施設に在学しているとき。
 - (2) 修学資金の貸付を受け終わった者に災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 次の場合は、貸付金を返還することになります。(第13条第1項)
 - (1) 第11条第1項の規定(上記注意事項1のとおり)により修学資金の貸付決定を取り消されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業後、死亡したとき。(業務上の死亡を除く)
 - (3) 養成施設を卒業した日(4ページ☆印参照。注意事項4及び5において同じ。)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
 - (4) 指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき。(業務上の死亡等を除く)
- 4 次の場合は、貸付金の返還を全部免除します。(第15条第1項)
 - (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続いて当該業務に従事した場合に、その引き続く従事期間が5年以上(離職後2年以内に入学し入学時に45歳以上であった者は3年以上)になったとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、過疎地域の区域内にある指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続いてこれらの業務に従事した場合に、その区域内での引き続く従事期間が3年以上になったとき。
 - (3) 前2号に規程する従事期間中に業務上の事由で死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務の継続ができなくなったとき。
- 5 次の場合は、貸付金の返還を全部又は一部を免除します。(第15条第2項)
 - (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続いて当該業務に従事した場合に、その引き続く従事期間が貸付を受けた期間に相当する期間以上となったとき。
 - (2) 前号に規定する従事期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務の継続ができなくなったとき。

(問い合わせ先・申請先)
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
(山口県福祉人材センター)
〒753-0072
山口県山口市大手町9-6
電話 083-922-6200